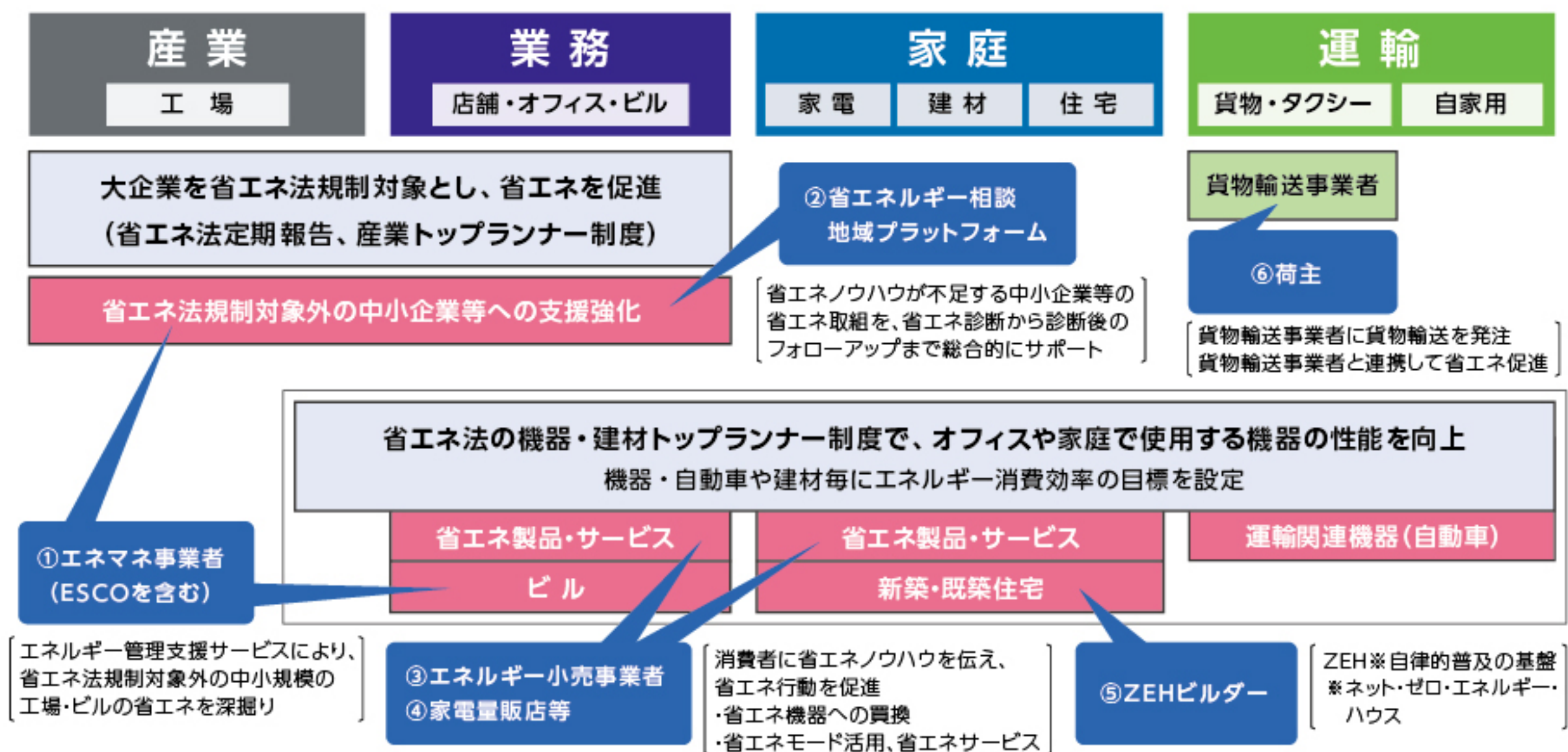


省エネポテンシャルの開拓に向けて②

サードパーティの活用

省エネ法による直接の規制が難しい中小企業や家庭等に対しては、これらの主体に直接働きかけることができ、省エネノウハウを有する「サードパーティ」の役割が重要です。サードパーティにインセンティブを与え、省エネの取組が活性化するとともに、これをビジネスとして成長させる仕組みづくりが検討されています。

サードパーティの活用が期待される分野



①エネマネ事業者(ESCOを含む)

EMS※を導入し、エネルギー管理支援サービスによって他の事業者の省エネ取組等を支援する事業者。工場等への働きかけを後押しすることで、省エネ取組の掘り起こしや深堀に繋がります。

※エネルギーマネジメントシステム

②省エネルギー相談地域プラットフォーム

省エネ診断から診断後のフォローアップまで、中小企業等の省エネ取組を、地域の専門家と連携しながらきめ細かく支援しており、現在全国19か所に設置されています。今後は、「日本再興戦略2016」の方針を踏まえ、プラットフォームの着実な拡大と省エネ取組推進窓口の全国展開を検討していきます。

③エネルギー小売事業者

エネルギー小売事業者による、効果的な情報提供やサービスの展開を通じて、エネルギーの小売全面自由化の環境においても、オフィスや家庭の省エネ取組を促進する環境整備を進めています。

④家電量販店等

家電量販店等による適切な情報提供等を通じて、トップランナー基準を満たした省エネ性能の高い家電製品への買い換えや、省エネモードの活用等、消費者の省エネ行動の促進を検討しています。

⑤ZEHビルダー

自社が受注する住宅のうちZEH※が占める割合を2020年度までに50%以上とする事業目標を掲げるハウスメーカー等。ZEHビルダーの活用を、国のZEH補助金の交付要件とすることで、ZEHの自律的普及を促進しています。

※ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

⑥荷主

自らの貨物を貨物輸送事業者に輸送させる者。Eコマース等の発展に伴う小口輸送・再配達の増加によって、エネルギー消費の増大が懸念される中、貨物輸送事業者と荷主が連携して小口輸送の効率化を進める必要があります。

● 機器・建材トップランナー制度

家電製品等の製造・輸入事業者に対し、目標年度において、最も省エネ性能が優れた製品の水準以上の基準値への適合を求める制度。製造メーカーに機器・建材の省エネ性能の向上を促すことで、省エネ性能の高い機器、断熱性能の高い建材の普及を図っています。

対象品目 (31品目)

- ・乗用自動車
- ・貨物自動車
- ・エアコンディショナー
- ・テレビジョン受信機
- ・ビデオテープレコーダー
- ・照明器具
- ・複写機
- ・電子計算機
- ・磁気ディスク装置
- ・電気冷蔵庫
- ・電気冷凍庫
- ・ストーブ
- ・ガス調理機器
- ・ガス温水機器
- ・石油温水機器
- ・電気便座
- ・自動販売機
- ・変圧器
- ・ジャー炊飯器
- ・電子レンジ
- ・DVDレコーダー
- ・ルーティング機器
- ・スイッチング機器
- ・複合機
- ・プリンター
- ・ヒートポンプ式給湯器
- ・電球形LEDランプ
- ・断熱材
- ・サッシ
- ・複層ガラス
- ・交流電動機

※電球形・照明器具、貨物自動車の基準等の見直しが行われています